

第67回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成27年6月23日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上月支所長	中 石 嘉 勝
	南光支所長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 行政報告について

日程第 2. 発議第 1 号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）
（委員長報告）

日程第 3. 議案第 64 号 佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 4. 議案第 65 号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 5. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

日程第 6. 議員派遣について

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

今日は、全員ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、山本幹雄君から発言の申し出がありますので許可いたします。はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 6 月 9 日の会議において、お手元の申出書に記載していますとおり、一部の不適切発言がありましたので、これを取り消したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） ただ今、山本幹雄君から 6 月 9 日の会議における発言について、会議規則第 61 条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、山本幹雄君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今、山本議員からありました発言の取り消し、続きまして、私のほうからも発言取り消しの動議を求めたいと思っております。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 賛成者がありますので、ただ今、金谷英志君からの6月9日の本会議での、山本幹雄君の発言取り消しを求める動議が提出されました。

この動議に賛成が1人以上ありますので、それでは、発言の取り消しを求める動議についての趣旨の説明を願います。

8番（金谷英志君） 第67回定例会の6月9日、承認第3号、平成26年度佐用町一般会計補正予算第8号（専決第4号）の質疑の中で、山本議員の以下の部分の発言取り消しを求めます。

ここにおける金谷君が「わからんもんしゃねえがなあ」と一生懸命言うとしたけど、わからんもんしゃないことねえだろうと、言うたがな、みんな見い。お前。お前とけんかになったやろう。何言うとなねん。の箇所です。

理由として、議員必携の第5章の発言の章では、発言が自由であるからといって、どんな内容のものも許されるというものではない。おのずから節度ある発言でなければならない。たとえば、議場の秩序を乱したり、品位を落としたりするものであったり、個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではないとし、品位の保持の中で、無礼な言葉とは、議員が議会に附された事件について、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の正常な感情を反発する言葉をいうとされています。

山本議員のここにおける金谷君が「わからんもんしゃねえがなあ」と一生懸命言うとしたという事実はありませんし、山本議員は、この発言があったと証明できません。

また、お前という呼び方は品位に欠け侮辱するものであります。

議員の発言の中に議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適當と認められる発言があった場合、議長は、発言取り消しを命ずることができると、地方自治法第129条に規定されております。

以上が、理由であります。

議長（西岡 正君） しばらく休憩します。資料を配付します。

午前09時34分 休憩

午前09時36分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開します。

資料を配付させていただきました。読んでいただいたと思います。

ここで、皆さん方にお諮りします。ただ今、金谷議員から山本議員の発言の取り消しを求める動議が提出されました。この動議を議題とするのに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって発言取り消しを求める動議は、否決されました。

それでは、日程に入ります。

日程第1．行政報告について

議長（西岡 正君） 日程第1は、行政報告であります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） おはようございます。早朝から御苦労さまです。

それでは、3件の行政報告をさせていただきます。

今日、させていただく問題は、以前から全員協議会等で逐次ご報告させていただいた訴訟、道路の妨害物を置かれた訴訟。それから、また、土地の登記にかかる訴訟による判決ですね、この件についての報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず1点目、町道徳久13号線の妨害物撤去及び損害賠償請求事件につきまして報告をいたします。

平成26年12月16日に神戸地方裁判所龍野支部において一審判決の言い渡しがあり、佐用町の主張がほぼ認められた判決が出ておりました。

しかし、被告側が判決を不服として、平成26年12月26日、大阪高等裁判所に控訴をいたしておりました。

控訴審では、裁判所より双方に和解の勧告がございましたが、所有権名義の移転という法的な効果が得られないことや、被告側の実力による妨害を是認するかのような、被告側の和解案には応じられず、審議は結審となりました。

その後、平成27年5月29日に控訴棄却の判決言い渡しがあり、一審判決のとおり、道路を構成する敷地について、町の占有権が認められました。

なお、被告側への判決通達から2週間の上告期限がございましたが、上告をしなかったことにより、6月17日に判決が確定をいたしました。

続きまして、以前の町の工場誘致に関して、山脇の近畿農産資材株式会社工場敷地内の個人名義のまま残っていた土地の所有権移転登記が完了いたしましたので、報告をさせていただきます。

この土地は、同意を得ての所有権移転ができないまま今日に至っておりますが、被相続人2名の相続人が43名ありましたが、裁判所への訴訟による判決によって解決すべく、町顧問弁護士に依頼をいたしまして、平成26年10月29日に龍野家庭裁判所に出訴していたところ、本年4月22日に町の期待どおり、時効取得の原因とする持分全部移転登記手続きをせよとの言い渡しがございました。

この判決により、平成27年5月27日付で近畿農産資材株式会社へ当該用地全ての所有権移転登記が完了をいたしました。

なお、この土地の一部は、近接する佐用町の下水道処理場の敷地となっているため、分筆をして近畿農産資材から寄附を受けるということとしております。

最後に、エムシー・ファーターティコム敷地内の墓地につきましても、平成27年5月15日付で佐用町に登記が完了したことを報告をいたします。

この土地につきましても相続人が37名ありまして、全員の承諾が難航したため、簡易裁判所の訴訟ですね、簡裁訴訟により、平成26年4月8日、家事調停申立を龍野家庭裁判所に行い、平成27年3月30日に祭祀承継者指定の審判を受けました。

審判による祭祀承継者指定の登記を行い、最終的に所有者からの寄附により佐用町名義となったところであります。

以上、訴訟結果と2件の訴訟に基づく土地の所有権移転登記の完了につきまして、報告をさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

日程第 2. 発議第 1 号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）
（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2、発議第 1 号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）についてを、議題といたします。

発議第 1 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託していますが、総務常任委員長から、会議規則第 71 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の委員会の継続審査の申し出があります。

総務常任委員長の発言があれば、許可いたします。小林議員。

総務常任委員長（小林裕和君） それでは、第 67 回佐用町議会において総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

日時は 27 年 6 月 17 日、午前 9 時半開会いたしました。場所は議員控室です。

出席者は、各委員と事務局より局長、局長補佐の 2 名であります。

付託していた案件は、発議第 1 号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）であります。要点のみ、ちょっと報告させていただきます。

今回の発議は、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は、平和安全にほど遠い憲法 9 条破壊の戦争立法そのもので、米国が世界のどこであれ戦争に乗り出した際、自衛隊が従来禁じられてきた戦闘地域まで行って弾薬の補給、武器の輸送などの軍事支援を行うようになること。それから、PKO・国連平和維持活動法での自衛隊の派兵地域と武器使用の拡大。武力攻撃事態法などの改定で、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、米国の戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力を行使するようになる法案であり廃案を求める意見書でありました。

提案者より上程後の経過報告として、衆議院憲法審査会の参考人質疑での憲法学者 3 氏全員による戦争法案の意見判定後の国会において、砂川事件最高裁判決や 72 年の政府見解を根拠にした「合憲論」は次々に破綻が露呈し、「安全保障環境の変容」論でも答弁不能に追い込まれている。政府の合憲論の中核をなすのが、集団的自衛権行使は違憲とした 72 年政府見解の“読み替え”で、今回「基本的な論理」はそのままで、「安全保障環境が根本的に変容」したとして、グローバルなパワーバランスの変化などの世界情勢を論じ、明確に答弁はなく、結論だけを展開しています。それから、具体論を突きつけられると答弁不能に陥る政府の姿勢は、今回の憲法解釈変更が現実世界と乖離して組み立てられた“机上の空論”であることを改めて浮き彫りにしたものです等の説明がありました。

各委員の意見として、国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、我が国を取り巻く安全保障環境は、現状の世界情勢から見ても一層厳しさを増している。我が国の安全を確保していくには、世界のあらゆる事態に切れ目ない対応を可能とする法整備を行うことは必要である。

また、国際社会の平和と安全が脅かされ、国際社会が国連決議に基づいて対応する時、我が国としても国際社会の一員としての責任を憲法の範囲内で積極的に果たすことは重要である。

また、現在、国会において審議中であり、国の審議を見守る必要もあり、国民の中にも多様な意見がある。

また、国民の理解を、いまだ十分に進んでいるとは言えない状況である。

また、国において法案が提出され、その事案についてどうかというのが、各議会、各自

治体で主体的に判断するのが意見書の趣旨だ。

また、日本の国益ために国際社会が支援する中で、日本だけが国際社会の一員として活動しないのは、日本の平和と安全は守れない。

今回の法案では、自衛隊の活動が外国軍隊の武力行使と一体化する危険性は極めて高く、憲法9条のもとで許される武力行使は個別的自衛権までで集団的自衛権の行使は憲法違反であり、重大欠陥のある法案は、直ちに撤回、廃案にすべきだ等々の意見がありました。

この問題に対する国民の理解度は低く、十分に理解されているとはいえない状況であり、国のありように係る案件であるため国民の理解は不可欠であります。

国会においては、近年の国際状況を踏まえ、十分に議論、審議を尽くされることが重要であり、また、この事案に対しては、個々の意見も多様であり、本委員会としては継続審査とすることに決しました。

以上、付託案件の報告とします。

なお、委員会の審査の詳細は、事務局にあります会議録をご参照いただきたいと思います。以上で終わります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の発言は終わりました。

前もって、委員長の報告について質疑があるということを知っておりますので、質疑の許可をいたします。金谷英志君。

8番（金谷英志君） 委員長の報告では継続審査となっておりますけれども、私は、委員会の中でも主張したように、継続審査ではなく、直ちに採択すべきであると思います。

衆議院憲法審査会で憲法学者がそろってこの法案を憲法違反と指摘したことに対して、安倍政権は1959年の砂川事件判決や集団的自衛権と憲法との関係についての72年政府見解を持ちだして法案の合憲性を主張しています。

しかし、これらの判決や見解は、既に、集団的自衛権行使の違憲性を示したものであります。

議長（西岡 正君） 質疑をお願いします。質疑ですよ。質疑の許可をしたんですよ。休憩します。

午前09時47分 休憩

午前09時48分 再開

議長（西岡 正君） はい、再開します。

先ほど、金谷議員から質疑の申し出がありました。質疑という感覚ではございませんでしたので、質疑を終結しまして、ここでお諮りします。

委員長から申し出のとおり、発議第1号を閉会中の委員会の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔岡本安君「ほかに質疑あるか、ほかの人に聞いてみい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 失礼、ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 審議の状況について、教えていただきたいというふうに思うんですけども、まず、平成 12 年、地方自治法の法改正がありまして、意見書の提出先というのが、国会が追加されたと。

実は、2 日前のマスコミ報道によりますと、今回のこの安全法制の件についての各地方議会の意見書採択というのが 246 議会あると。内訳は賛成の議会が 3 議会。それから、慎重審議を求めるのが確か 58。それで、反対というのが 180 幾つかの地方議会があったというふうに報道されておりました。

そのあたりの状況を踏まえて、あるいは近隣の議会の状況を踏まえた議論というのがされたのかどうなのか。住民の意見については、国民の意見については、いろんな意見があるのは承知しておりますけれども、先ほど言いましたように、国会に意見書を提出するというのが追加されたというのは、やっぱり住民世論の動向をやっぱり先取りするというのが議会に求められているというところがあると思いますので、そういう状況踏まえて審議の状況がどうだったのか。委員長にお聞きをいたします。

議長（西岡 正君） はい、委員長、小林裕和君。

総務常任委員長（小林裕和君） はい、お答えさせていただきます。

委員会を開催したのは、先ほど言いました 6 月 17 日であります。事前に県下の近隣の状況は調査しておりましたが、委員から近隣、また、全国的な状況のご意見はございませんでした。

委員会の中で、先ほど報告させていただいたとおり、国民の理解が不可欠であるということと、まだ、近隣の国際状況を踏まえ、十分に論議、審議を尽くされることが重要であるのではないかとということで、継続審査ということになりました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかにありますか。

ないようですから、ここでお諮りします。

委員長からの申し出のとおり、発議第 1 号を閉会中の委員会の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔金谷君「異議あり」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 異議ありの声があります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君

8 番（金谷英志君） ここで異議ありということで…

議長（西岡 正君） そうです。

8 番（金谷英志君） 議長から許可いただいたんですけど、それで、理由を述べてよろしいんでしょうか。

発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）については、継続審査ではなく直ちに採択すべきであります。

政府が根拠とした砂川事件は、日米安保条約による日米駐留の合憲性が問題とされたのであり、集団的自衛権行使の可否は問題となっていません。

日本に対する武力攻撃で発動される個別的自衛権を前提に、在日米軍によってこの「自衛権」を「補完」するかどうか、認められるかどうか、問題の中心でした。

もともと「論点」になっていない「集団的自衛権の行使」について、それが憲法で認められているという根拠を同判決に求めるのは、まさに牽強付会、無理なこじつけ以外の何ものでもありません。

実際、同判決の4カ月後、安倍首相の祖父で当時の岸信介首相は「密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛する集団的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない」と参議院予算委員会で答弁しています。そして、その後、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」という政府解釈が確立しています。

1972年の政府見解は、(1)外国の武力攻撃で国民の権利が覆される場合に初めて武力行使は許される。(2)憲法のもとで許される武力行使は我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる。だから、他国に対する武力攻撃しかない集団的自衛権の行使は許されない、とするものです。(1)(2)は不可分で、勝手に切り離し、結論だけを逆転できるものではありません。

72年見解をまとめた当時の吉田一郎内閣法制局長官は、同見解提出直前の参議院決算委員会で、「非常に緊密な関係にあってもその他国が侵されている状態は、我が国の国民が苦しんでいるところまではいかない。さらに我が国が侵される段階になり、侵略が発生したならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところ」と明確に答弁し、今日の「新3要件」のような場面でも集団的自衛権の行使は許されないと述べています。

10日の衆議院安保特別委員会で、72年の政府見解では集団的自衛権行使は禁止されていたにもかかわらず、今回の戦争法案で「安全保障環境が根本的に変容」したためにこれを許容するとした9日の政府見解について、「何をもって、いつ頃から根本的に変容したのか」と問われ、中谷防衛相は明確に答弁することができませんでした。

さらに、「実際に世界で他国に対する武力攻撃で、国の存立が脅かされた国があるのか」との具体的な存立危機事態の事例を示すように追及されると岸田外相は、今、確認するものはないと例示できませんでした。

また、11日の参議院外交防衛委員会で、歴代政府が違憲と解釈してきた集団的自衛権行使を合憲へと変更した理由に安倍首相があげている「安全保障環境の変化」とは何かと質問に、中谷防衛相は「グローバルなパワーバランスの変化」などと、抽象的な説明に終始、さらに、海外派兵の唯一の具体例とする中東・ホルムズ海峡の機雷封鎖めぐり、これが日本の存立を脅かすと判断するに至った「安全保障環境の変化」とは何かと追及されると、「中東地域での大量破壊兵器の拡散の懸念、イエメン情勢の混乱など厳しさを増している」などなど、まともな説明ができませんでした。

結局、何のためにこの法案が必要なのか、何が「根本的変容」か、いつ「変容」したのか、そして事例も示せないということは、そもそも立法事実がない法案であります。

国会は会期延長されましたが、もともと会期制というのは、多数党の横暴を抑制し、少数意見を保護するために設けられているものです。通常国会の150日間で95日間、史上最長の延長をするというのは、議会制民主主義のルールを壊すもので、乱暴きわまりないやり方です。

9月議会までの継続審査ということになれば、その間に法案が成立することも考えられ

ます。法案成立後の廃案を求める意見書は意味がありません。

以上の理由から平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書は、今議会で採択すべきであります。

議長（西岡 正君） ほかに委員長の報告に対して異議ありませんか。
はい、ないようであります。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内議員。

11 番（矢内作夫君） 進め方としてね、進め方として委員長報告があって、それで質疑があったわけでしょう。

それで、質疑がもうなくなったということになったら、今度、討論でしょう。それで、今、討論になっておるんですか。

議長（西岡 正君） いいえ違います。異議ありということで、その異議に対しての説明をしてもらっただけです。

ですから、ほかに異議ありますかということをお尋ねしよんです。
しばらく休憩します。

午前09時58分 休憩

午前09時59分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、発議第1号を閉会中の委員会の継続審査とすることに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）については、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3．議案第64号 佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第4．議案第65号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第3及び日程第4を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 64 号、佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例について、及び、日程第 4、議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

議案第 64 号、及び、議案第 65 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員長の審査の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基議員。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生委員長（石堂 基君） それでは、平成 27 年第 67 回佐用町議会定例会において本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を会議規則第 73 条の規定により報告をいたします。

審査経過としまして、付託は開会日の 6 月 9 日、審査日は 6 月 18 日に実施をしております。

委員会の出席者は私以下、委員全員。当局からは町長、副町長、総務課長、健康福祉課長。それから、事務局から局長補佐の参加を得ております。

まず、議案第 64 号、佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例について、審査内容としまして、今回の条例改正は、平成 28 年 4 月から運用が始まります西はりま消防中央指令センターにおいて、これまで佐用町独自で行ってきた佐用消防署の緊急通報センターが従前同様に運用させることができないため、センター設置条例を改正してセンター運営を分離し、これまでと同等以上の住民サービス提供を進めようとするものです。

西はりま消防において、これまでのように運営できないのかの質疑がありましたが、これについては、広域構成市町がそれぞれ個別の方式によりこれまで緊急通報センター運営を行っており、中でも消防との連携をさせているのが、宍粟市と佐用町だけであるため、これらを統一することは、広域化の協定に含まれていない説明が行われました。

また、これまでの住民サービスを低下させない今後の取り組みについての質疑がありましたが、今後は、センター業務を民間等に委託をし、通報者からの内容を確認調査した後、最寄の消防署等に連絡がとれるシステムが検討をされている説明がありました。

なお、この業務委託内容については、今後の検討事項であり、現時点では詳細については、決定されていませんが、専門的な知識を有する委託先等を考えている内容も報告をされました。

主な意見としましては、改正に反対する意見として、佐用消防署で行わないというだけでなく、民間に委託するということは、町が責任を持たない体制であるとして、委託に反対する旨の意見がありました。

これに対し、改正に賛成の意見として、今回の改正は、来年 4 月以降運用ができなくなる現在の緊急通報センター体制を利用者に不利益が生じないようにするため、業務の委託も含め、今後、検討を進めるために必要なもので、さらには、専門的な経験を有する委託先の選定によりサービス向上も期待できる内容であるという意見が出されました。

審査結果としましては、本委員会では、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。

審査内容としまして、今回の改正は、これまで旧町単位で設置されていた子育て支援センター、いわゆるママプラザについて、昨年度からの検討結果として、佐用子育て支援センターでの運営体制に移行することによるものです。

支援センターの運営体制の変更については、3月の全員協議会で説明を受けていましたが、その内容についても改めて説明が行われました。

主な意見としまして、これまで条例改正を行わないまま、佐用子育て支援センターでの業務を4月から実施していることは、条例違反であり、事業統合の十分な説明もなく、利用者の声も聞かないやり方は、問題があり、旧町での事業拡充が必要であることから条例改正に反対という意見がありました。

これに対しまして、改正に賛成する意見として、運営体制の変更については、平成25年から26年度にかけ約1年間、それぞれのママプラザスタッフや利用者、あるいは支援センタースタッフが十分な検討を重ねた結果として進められており、その成果が今後期待されるもの。

また、今回の改正以前に佐用センターで事業を行っていることが条例違反との指摘については、昨年度からも合同事業として佐用センターでの活動が中心として進められ、センターの設置だけを明記している現行条例に違反する旨の指摘には当たらないとの意見がありました。

審査結果としましては、本委員会では、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（西岡 正君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第64号から順次、委員長報告に対して質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第64号について、委員長報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

8番（金谷英志君） 緊急通報センターの条例改正ですが、3点お伺いしたいんですけれども、1点目は、システムが改修されるのは、消防組合ができる当時から、今回、28年にシステムを統合するというのは決まっていたことですが、平成24年10月に西はりま地域消防広域化協議会がもたれて、12月に組合ができたわけですが、この中で緊急通報システムについて、どのような協議がされたのか、そういうような審議はありましたでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、石堂 基議員。

産業厚生常任委員長（石堂 基君） まず1点、問い合わせの件ですが、システム統合に関する内容の協議については、先ほど、報告のほうで申し上げたとおり詳細な日時検討課題等については、説明を受けておりませんが、協議会の協議内容として構成市町の関係から新しい中央指令センターでの運用はできない旨の協議が行われたというふうに聞いております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） その協議会については、私、当時の関係者から聞いた話では、委員長報告のように、宍粟と佐用が、ちょっと特殊な状況で、消防署に、そういう緊急通報システムの業務を行っていたということで、佐用については、今ある消防署の職員を増員して、職員の中、消防署の中で緊急通報システム、センターを置くというような協議でなかったかなというふうに聞いておるんですけど、そうではないということでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、石堂 基議員。

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 先ほども申し上げましたように、詳細な、その当時の協議会での協議内容については、報告を受けておりませんが、結果として、先ほど申し上げたとおりでご理解をいただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 2点目ですけど、緊急通報センターを民間委託した場合のシステム改修費と運営費について、本町の負担などについて審議はどうだったでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、石堂 基議員。

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 委員会における審議内容として、一部、そういうふうな質疑に関することもありましたが、今回の委員会に付託されている内容については、センターの設置に関する条例改正が主でありましたので、その詳細な内容についての発言は、私、委員長としても当局には求めていません。

ただ、現行では、当初予算でのセンターの以降に対する予算計上も若干ありますが、先ほど、委員のほうから質疑がありました、今後の民間委託等に対する内容についての予算的な説明というものは、私も求めておりませんし、質疑に内容としても残っておりません。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 3点目ですけれども、西はりま消防組合の職員の事務の中に緊急通報システム事業を含めることについての審議はどうだったかと。

システムについては、西はりま消防組合のほうに統一されるということで、必然的に佐用の消防署の通報というか、緊急の職員については、なくなるということですけども、職員がその業務を行うことについての審議なんかはされたでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、石堂 基議員。

産業厚生常任委員長（石堂 基君）　　ちょっと、申し訳ないんですけども、質問の趣旨を確認したいんですが、職員がその業務を行うというのは、具体的には、どういう意味でしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君）　　民間委託じゃなくて、西はりま消防組合の中で、その職員の業務として位置づけないと、職員は、その事務は行えないわけですから、民間委託ではなくて、消防組合の中の職員で。そういう緊急通報システムの事務としてやれないか、そういう審議をされたかどうかということです。

議長（西岡 正君）　　はい、委員長、石堂 基議員。

産業厚生常任委員長（石堂 基君）　　質問の趣旨が、もう一つ十分に理解できていなかったらお許しをいただきたいんですけども、職員が行うということは、西はりま消防組合の業務として行うということ以外考えられませんので、その業務として行うことについては、構成市町において、統合前に十分な協議がされ、その協議結果についても1点目の質問の時にお答えをさせていただいたとおりの結果でありますので、それでご理解をいただきたいと思えますし、それ以上の、説明なり、委員会として、その場での質疑の中に、そういうものは含まれておりません。

議長（西岡 正君）　　はい、ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君）　　議案第 64 号、佐用町緊急通報センター条例の一部改正する条例に対する反対討論を行います。

緊急通報システムの現状は、佐用消防署に直接連絡が入ると、協力員に確認、消防が出勤をしています。

また、現在の緊急通報システムを導入する時、佐用消防署には2人増員した経過もあります。

西はりま消防組合に統合するのに当たって、佐用町は緊急通報システムを消防がもっているということで、増員を要求し、現状の体制は残すことになっていると理解しています。

各自治体で対応することになっている緊急通報システムについて、西はりま消防組合の構成自治体が民間委託しているから、佐用町も同様に民間委託するというのは経過からも問題です。

現在の佐用町の緊急通報システムは、煙を感知し消防署に連絡が入る機種で、これまでも火災を食い止める役割を果たし命を守った実績もあります。

一概に民間委託が悪いとは言えませんが、産業厚生常任委員会審議の中で、当局は、緊

急通報システムを民間に委託するが、健康相談などの見守りの対応を行うことについては、費用対効果から考えていないと答弁しました。これでは住民サービスの向上とは言えません。

緊急通報システムを民間に委託するのではなく、引き続き町が責任を持って体制もとるべきであり、条例改正に反対します。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成の方、ございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

10 番（岡本安夫君） 議案第 64 号 佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例に賛成討論いたします。

平成 28 年度より佐用町の指令室が西はりま消防組合本部に移転することに伴うもので、消防組合の構成市町では、たつの市などは、既に、民間委託をしているもので、足並みをそろえるため、佐用町だけが現在のままではいけないことになったからであります。

現在でも、消防が直接状況を民生委員さん等に確認してから出動しているもので、確認をとることを民間に委託できるようにするとしても、信頼性や機能の低下やサービスの低下が心配されるようなものにはならないと思います。

経費面で多少の負担が増えるかもしれないが、むしろ新たなサービスが期待できるものであり、賛成いたします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 64 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 64 号、佐用町緊急通報センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

3 月議会の最終日に報告したとして条例改正も行わないまま、佐用子育て支援センターでママプラザ事業を 4 月から実施されています。

町ママプラザのホームページでは、4 月 17 日更新で、平成 27 年 4 月 1 日から各地のママプラザが 1 つになり、佐用町ママプラザとして佐用子育て支援センターでスタートしましたと、お知らせがされています。

ちなみに条例の施行は、制定後将来に向かって実施されるもので条例改正の議決なしでの町政運営は議会無視という大問題です。旧町での事業を充実することが必要ではないかと、私は思います。

何より事業の変更をする場合は周知、納得して進めて行くことが重要です。住民本意の町政運営を求めて議会無視の条例改正に反対します。

議長（西岡 正君） 次に、賛成の討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

10 番（岡本安夫君） 議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

4 月からセンターに一本化して活動し、運営することは、3 月にも十分に説明をされていました。

施行日の件で条例化してないまま活動していることを問題視されているが、4 地区には、まだ条例が残っているので、現在、佐用のセンターで活動していることは、何ら条例に反することではないので、違反との指摘は当たらない。

子供が少なくなっている中で、同じ施設で同じサービスを受ける。あるいは、1 つとなり少しでも大勢の子供と触れ合い交流することで活気も出てくる。

実際、会員も増えているということは、この条例を制定することは、当然の流れと考え賛成いたします。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

ないようですので、本案についての討論を終結します。

これより議案第 65 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。

よって議案第 65 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 日程第5、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第6．議員派遣について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第6、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思
います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に
記載のとおり派遣することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て終了いたし
ましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第67回佐用町議会定例会はこれ
をもって閉会いたします。
失礼します。6月9日に開催いたしまして、本日まで15日間、十分ご審議をいただき
ました。
また、その間、委員会付託されました中で、委員長を中心に十分議論をしていただき適
切妥当な答えをいただきまして、本当にありがとうございました。
また、これから、まだまだ梅雨のうっとうしい天気が続くわけでありまして、議員各
位におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、議員活動に専念していただ
きますようお願いを申し上げます。
また、当局におかれましては大変御苦労さんでございました。ありがとうございました。
以上で挨拶を終わりますが、町長、挨拶をお願いします。はい、町長。

町長（庵途典章君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。
まずは、本議会に提案をさせていただきました、それぞれの議案につきまして、十分ご
審議いただきまして適切な結論、提案どおりの議決を賜りまして誠にありがとうございま

す。

なお、26年度の決算につきましては、これからまた、監査委員の監査をいただきまして、9月議会に提出をさせていただきます。また、十分ご審議を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

少し、時間をいただきまして、挨拶を兼ねて最近の課題についてお話をさせていただきたいと思います。

1つは、たつの市から申し出がございまして定住自立圏の構想であります。4月の全員協議会でもご報告をさせていただきましたが、科学公園都市を核とした定住自立圏構想について、現在、たつの市が中心となって調整が進められております。

6月12日に、たつの市の栗原市長が本町に来庁いただきまして、定住自立圏形成にかかる趣意書を持ってきていただきました。佐用町の連携の意向についての確認ということで、来られたわけではありますが、町といたしましても、これから、いろいろな特にこの地方創生の大きな目的を達成するための重要な課題は地域連携ということが必要だということを考えております。

そういう中で、姫路市を中心とした中枢拠点都市、そして県境をまたいだ兵庫、岡山、鳥取、この3県の連携。そして、近くは、やはりこれまでもずっと取り組んできました科学公園都市を中心とした、この科学公園都市の今後の成熟を目指した、いろいろなこれから科学公園都市の活用ということ、このことが、これまで1市2町、たつの市、上郡、また、佐用で組合をつくって取り組んできたところでもあります。

それに加えて今後は、やはり相生とか宍粟、そういうところも今後、高速道路、播磨道も32年には完成いたします。そうした科学公園都市を核とした定住自立圏構想の中で、科学公園都市の今後の発展について取り組んでいきたいということを考えておりますので、たつの市の申し出について、一緒に参加させていただくという旨を伝えたところでもあります。

あと、もう1点、宍粟市から新聞にも少し報道もされておりますけれども、宍粟市内の公共交通ですね、路線バスを一元化して市内を走る路線バスについて一律料金は200円にするということらしいですけれども、佐用町を通過して千種から三河を通過して山崎へ行く路線がございまして。これ地方バス路線として佐用町も補助をしております。宍粟市の場合、この路線バス、地域交通を全て神姫バスの運行にすることでありまして、この路線も同じ対象にするということでありまして、そういうことで地域公共交通会議に佐用町としても付議をしなければならないということになります。この路線につきましては、料金は300円というふうに聞いております。

市町域にまたがる、こうした路線バスであります。宍粟市としては、これを1つの市内完結した中の路線バスの1つとして運行されるということでもありますので、これまでのように引き続いて佐用町としても、この路線については、国の補助をいただきながら、地方バス路線の補助はしていくという形になります。

そういうことで、運行については何ら今と同じ路線を走ると、バスが走るということでは何ら大きな変更はありませんが、宍粟がそういう地方交通の交通体系を制定されたということで、佐用町としての、一応、交通会議にもかけるということをお話をさせていただきます。

それから、これはご報告とご案内ですけれども、以前から報告させていただいております8月の戦没者慰霊祭、また、災害モニュメントの慰霊祭であります。

まず、災害復興モニュメント、先般報告させていただきましたように、その設置に向けて工事を進めております。久崎の復興広場ということで、そこにモニュメントを完成させていただいて、8月9日に、その復興モニュメントのところで亡くなられた方の慰霊祭も

開催をさせていただくこととしておりますので、また、ご案内差し上げますけれどもご出席よろしくお願ひ申し上げます。

それと、戦没者慰霊祭につきましては、8月16日、南光文化センターで開催をさせていただきます。これにつきましても、また、ご案内を差し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それから、もう1点、これは私が海外出張させていただくというこの報告であります。

今、イタリアのミラノでミラノ博が開催をされております。そのミラノ博に対して町村会から代表で私と播磨町の清水町長2人がそこに兵庫デーがありまして、参加をさせていただきます。

これは、ミラノ博というのは、ご存じのように食を中心とした博覧会ということになっておりまして、兵庫県、日本としても和食等を中心にいろいろな展示をするということでもあります。

兵庫県では、但馬農協や但馬地域から、この代表が団を組んで行かれます。それから、豊岡は豊岡市だけで、こうのとりを中心としたこうのとり米とか、そういう農業ということで、市長を中心にミラノ博に行かれると。

町村会としては、そういう、いろいろと町の農業のない町もありますので、県の事業と一緒に参加をさせていただくという形で参加ということで、知事がちょうど行かれますので、向こうでの公式行事等は知事と公式行事に参加をするということでもあります。

日程といたしましては、7月13日に出発して20日に帰る日程で延べ8日間の日程で参加をさせていただきます。この間、一応、町長代理としては、海外出張の場合には、そういう指定をしている場合があるんですけども、短期間でありますし、今は、海外についても連絡通信は全てできるようになっておりますので、代理は置きません。

ただ、この間につきましては大きな行事も、今のところ何も、元々ない時期なので、ちょうど、そんなに業務には支障がないというふうに思っておりますけれども、皆さんには、一つご理解いただいて、特に、何かが発生すれば、その体制はしっかりと副町長を中心にとれますし、私も連絡をとった中で指令、指示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、少し長くなりましたけれども報告とさせていただきます。

これから、梅雨末期になります。九州では連続して、ああしてずっと雨が降り続いておりますけれども、梅雨前線が北上して、この辺りもこれから活発な梅雨前線の活動によって大雨の危険も出てくるのではないかと思っております。十分に警戒をしながら梅雨を乗り切りたいと思っております。

非常に蒸し暑くなりました。健康に十分ご留意をいただきまして、それぞれがご活躍いただきますようにご祈念申し上げまして、お礼の御挨拶にさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（西岡 正君） 町長の挨拶が終わりました。

これを持ちまして終了したいと思います。御苦労さんでございました。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。先ほどの質疑ですか。

13番（平岡きぬゑ君） 1つお尋ねしたいことがあるんですけど。

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初に報告があった、たつの市からの定住自立圏構想について、確かに、4月の全員協議会で報告あった件なんですけれども、ちょっと資料が持ち合わせていないので、確認のためにお尋ねしたいんですけれども、これ構成町いうたら変ですけど、関係するのは呼びかけ人はたつの市さんなんですけれども、今、どんな状況なのか。佐用としては、一緒にやりたいということでご報告があったかと思うんですけれども、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お願いします。

町長（庵邊典章君） 先ほど、言いましたように、私は、これまでの、いわゆる3町、昔で言う科学公園都市1市2町だけではなくって、少し幅を広げたほうがいいんじゃないでしょうかという話は栗原市長には話をさせていただいております。

たつの市としても、そういう趣旨について、近隣の当然、関係する市町には、話をされているということなんですけれども、最終的にどこが参加するかしらないか、これは決定がまだされておられません。

一番は、今、言いましたように相生、そして宍粟ですね、この2市が、やっぱり参加することによって、いろいろな広域的な科学公園都市を中心とした、いろいろな課題については、非常に関係が深いんじゃないかということで、定住自立圏の、いろいろな事業を進める上でも必要ではないかなということを、私は申し上げておりますけれども、それぞれの市町の参加が、これは自由なんで、最低でも、この今までの3町協と言われた上郡と佐用、たつのですね、これは当然、これは確認はできておりますけれども、後の参加については、まだ、確定はしておられません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにないようだったら置かせていただきます。はい、御苦労さんでした。お疲れさんでした。ありがとうございました。

午前10時32分 閉会
